

令和2年11月9日

米子市長 伊木 隆司 様

米子市下水道使用料等審議会

会長 細井由彦

米子市公共下水道及び農業集落排水施設の使用料に係る料金水準及び料金体系について（答申）

令和元年11月27日付けて諮問された標記の件について、慎重に審議を行った結果、次のとおり結論を得ましたので答申いたします。

記

1 使用料水準及び体系

公共下水道使用料及び農業集落排水施設使用料については、現行の使用料より平均で15%引き上げた金額とし、下表のとおり改定されることが適当である。

使用料体系（1か月分の税抜き金額）

使用料区分	現 行		改 定	
	排除汚水量	金額	排除汚水量	金額
基本使用料	8 m ³ まで	1,100 円	8 m ³ まで	1,270 円
超過使用料 (1 m ³ 当たり)	8 m ³ 超～20 m ³	132 円	8 m ³ 超～20 m ³	154 円
	20 m ³ 超～50 m ³	171 円	20 m ³ 超～50 m ³	198 円
	50 m ³ 超～100 m ³	223 円	50 m ³ 超～100 m ³	258 円
	100 m ³ 超～250 m ³	242 円	100 m ³ 超～250 m ³	278 円
	250 m ³ 超～500 m ³	260 円	250 m ³ 超～500 m ³	297 円
	500 m ³ 超～1,000 m ³	270 円	500 m ³ 超～1,000 m ³	308 円
	1,000 m ³ 超～	275 円	1,000 m ³ 超～	313 円
公衆浴場から排除される汚水 及び温泉汚水(1 m ³ 当たり)		77 円		88 円

2 使用料改定の時期

使用料算定期間は、令和3年度から令和5年度までの3か年とする。

下水道使用料は、公共料金としてできるだけ安定性を保つことが望まれる反面、余りに長期にわたってその期間を設定することは予測の確実性を失うことになる。このため、今後においても、令和5年度に再度審議会を開催し、適時適切にその時期を逸することなく使用料改定を

検討するべきである。

3 付帯意見

当審議会は、米子市の使用料改定について、慎重に審議を重ねた結果、全委員一致で、下水道使用料の改定はやむを得ないものであり、新使用料体系のとおり改定する必要があるとの結論に達した。

使用料改定により使用者への負担増を求める以上は、市においても、経営の合理化・効率化などの一層の経営改善を進めていかなければならない。

今回の使用料改定後においても、引き続き経営改善を行い、財政の健全化に努めることが前提となることから、次の事項を要望する。

(1) 普及促進に向けた努力

下水道事業においては、使用者の増加が収益の確保につながることから、普及率及び水洗化率の向上を強力に推進する必要がある。特に公共下水道の供用を新規に開始する区域においては、受益者負担金のほか、宅内配管工事経費の個人負担が生じるため、事前に広報や説明会開催等による下水道への接続勧奨を徹底し、接続率の向上に努めること。

(2) 経営の合理化・効率化に向けた取組の強化

人口減少社会の到来や下水道施設の老朽化など、下水道事業を取り巻く環境の変化を念頭に置きながら、下水道事業が必要な住民サービスを将来にわたり安定的に提供していくため、統廃合を含めた施設のあり方の検討や業務の実施体制の見直しなど、経営の合理化・効率化に向けた取組を強力に推進すること。

(3) 今後の投資計画の検討

平成31年2月に策定した「米子市の生活排水対策方針」では、令和8年度末の汚水処理人口普及率95%達成に向けて、公共下水道整備と合併処理浄化槽の普及を効果的に組み合わせ早期概成を目指すこととしており、公共下水道では市街化区域を優先して新規整備を実施することとしている。その一方で、既存施設は改築、更新の時代を迎えており、今後の整備の実施に当たっては、施設の改築・更新経費を含めた将来の負担を明らかにするとともに、人口減少や超高齢化社会の到来等の社会情勢が大きく変化する中での収益確保の視点を持って、整備計画の見直しを含め適切な経営判断を行うこと。

(4) 市民への広報活動の充実

下水道事業の健全経営のためには、独立採算制の原則による汚水処理費の利用者負担について、市民の理解と協力が不可欠である。そのために、市は、下水道施設の状況及び下水道事業の経営状況等について、市広報などを通じてこれまで以上に広報活動の充実に努力すること。

また、使用料の改定だけでなく、今後の施設の改築・更新や地震や豪雨などの災害時における水処理のあり方など、事業運営全般について議論し、市民の声を反映するための機関の設置について、当審議会の拡充を含め検討すること。

答申の考え方

1 下水道事業（公共下水道事業及び農業集落排水事業）の現状

米子市の公共下水道事業は、昭和44年の事業開始から50年以上が経過し、事業開始当初に整備した区域は、大規模修繕や施設更新の時期を迎えており、その一方で、全国平均に比べて管渠整備の進捗率は低く、平成31年2月に策定した「米子市の生活排水対策方針」では、令和8年度末の汚水処理人口普及率95%達成に向けて、公共下水道整備と合併処理浄化槽の普及を効果的に組み合わせ早期概成を目指すこととしているが、人口減少や超高齢化社会の到来等の社会情勢が大きく変化する中で、使用料収入の大幅な増収は期待できない。

一方、農業集落排水事業は、既に整備は完了しているが、公共下水道事業と同様に、事業開始当初に整備した処理施設は、大規模修繕や施設更新の時期を迎えており、平成30年4月の地方公営企業会計移行に伴う公共下水道事業と農業集落排水事業の会計統合後も、農業集落排水事業単体では赤字を計上しており、人件費相当額について一般会計からの基準外繰入れを行っているなど、財政基盤は脆弱である。

2 使用料改定に対する基本的な考え方

平成24年度の使用料審議会では、独立採算制の原則から、使用料改定による平成28年度末の累積赤字の解消を目指し、平均改定率を10%とする答申を行った。この答申において、今後の使用料改定については、平成28年度に再度審議会を開催し、適時適切にその時期を逸することなく検討するべきであるとされた。

今回の審議会では、下水道事業が平成30年4月の地方公営企業会計へ移行したことを受け、経営状況及び今後の収支見込を改めて検討し、適正な使用料水準及び体系について慎重な審議を行ったものである。

今後の下水道事業の収支見通しとして、使用料収入の大幅な増収が期待できることや、一般会計からの繰入金の減少などにより、下水道使用料を現行水準のまま据え置く場合、令和2年度から収益的収支において当年度純損失（単年度赤字）が発生し、令和5年度末には資本的収支の補てん財源不足額が発生する見込みである。この収支の改善を使用料改定によらず、一般会計からの赤字補てんで賄うことは、一般会計の財政運営を悪化させる要因の一つになるとともに、使用者でない市民の税金が下水道事業に投入されることになり、公平な税負担とは言い難い。

新型コロナウイルス感染症による影響が本市においても広範囲に及んでおり、その痛手から市民生活や地域経済が力強く回復するまでには、今後一定の期間を要するものと考えられるが、一方で、下水道事業の収支悪化を放置すれば、後年の使用者負担が増加し、世代間の負担の公平を図る上で問題がある。

地方公営企業の独立採算制の原則から、下水道事業の経営健全化のためには、令和3年度に使用料改定を実施することはやむを得ないと考える。

3 使用料改定期限及び算定期間

使用料改定期限は、その時期が遅れるほど将来の使用者へ負担を転嫁することになる。このため、使用料改定について、市民への十分な周知を行った上で早期の使用料改定が望ましい。

また、算定期間については、下水道使用料は、公共料金としてできるだけ安定性を保つことが望まれる反面、余りに長期にわたってその期間を設定することは予測の確実性を失うことになる。このため、今回の使用料の算定期間は、令和3年度から令和5年度までの3か年とし、今後の使用料改定は、令和5年度以降の適切な時期に見直しを検討するべきである。

4 使用料水準（改定率）

使用料算定期間内の各年度における単年度収支の黒字化を目指し、平均改定率を15%とする。

5 使用料体系

（1）基本体系

現行どおり、基本使用料に累進従量制を加算した二部使用料制とする。

（2）基本使用料

高齢化の進展や単身者世帯の増加、節水機器の普及などで、現在の基本水量の8m³以下しか使用していない世帯が全体の3割近くであること、また、上水道の基本水量が8m³であることを踏まえ、基本使用料水量を8m³のまま据置きとする。

また、下水道事業は、巨額の先行投資に対する後年度の資本費が大きな負担となっており、増大する固定的経費をなるべく基本使用料で回収することが望ましい。一方で、基本使用料が高くなり過ぎると、一般世帯の使用者の負担が大きくなるといった問題がある。近隣市の基本使用料の設定状況も考慮し、基本使用料は現行の1,100円から15.4%引上げ、1,270円とすることが適当である。

（3）従量使用料及び累進度

汚水処理施設の概成に向けた整備拡大や既存施設の老朽化に伴う維持管理費の増加により、汚水処理費の増加が見込まれることから、従量使用料は基本使用料と同様に15%程度引き上げることが適当である。

また、令和元年度の米子市の規模別汚水量及び収入状況を見ると、1か月当たりの汚水量が1,000m³以上の事業者(0.4%)の調定額が全体の約28%を占めている。このような大口需要者からの大量排水は、生活排水等に比べて使用料対象経費の増加につながるという傾向があり、累進従量制の採用は妥当と考えられる。

しかしながら、大口需要者は、改定率が低くても金額における影響が大きいため、負担の公平性の観点から、累進度は現行体系と同程度とする。

（4）公衆浴場汚水及び温泉汚水

公衆浴場汚水の下水道使用料については、物価統制令によって入浴料金の上限額が定められていることや、公衆衛生や最低限の生活水準を維持するために浴場経営に配慮する必要があることから、現行の使用料体系の考え方に基づき、一般汚水と同様に15%の改定率とする。

温泉汚水については、温泉水を使用する温泉旅館業は排水量を縮減することが困難な事

業である。また、皆生温泉は、米子市の観光産業にとって基幹をなすものであり、市は観光政策上の配慮として一般会計から下水道事業会計への繰出しを行っていることから、従来どおり公衆浴場汚水と同単価とするのが望ましい。

米子市下水道使用料等審議会委員名簿

(敬称略：順不同)

	氏 名	所 屬 等 (委 嘴 時)
会 長	細 井 由 彦	鳥取大学副学長
副会長	伊 坂 明	皆生温泉旅館組合副組合長
委 員	播 間 匠 広	中国税理士会米子支部
同	田 邊 忠 雄	米子市自治連合会副会長
同	木 村 美 紀	米子商工会議所青年部会長
同	河 本 六 美	米子市連合婦人会副会長
同	安 田 悅 子	公共下水道使用者
同	松 田 美 保 子	農業集落排水施設使用者
同	野 坂 純 子	公共下水道使用者

審議経過

	開催日及び会場	審議内容等
第1回	令和元年11月27日 市役所第2応接室	<ul style="list-style-type: none"> ・委員委嘱、正副会長選出 ・下水道事業の概要について ・使用料改定の経過説明
第2回	令和2年2月13日 下水道部中央ポンプ場	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道事業の財政状況及び収支計画の説明 ・管渠整備方針の説明
第3回	令和2年4月9日 米子市役所旧庁舎3階603 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道と合併処理浄化槽の費用比較について ・財政見通しの算定内容について ・使用料の見直しについて 使用料算定手順 使用料の試算
第4回	令和2年7月3日 下水道部内浜処理場	<ul style="list-style-type: none"> ・使用料の見直しについて 使用料の試算 財源不足（留保財源）額の比較 ・下水道事業の経営健全化の取組について ・内浜処理場見学
第5回	令和2年8月28日 米子市立図書館2階多目的研修室	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の経営見通しについて ・使用料の見直しについて 使用料の試算 公衆浴場汚水及び温泉汚水
第6回	令和2年10月29日 米子市立図書館2階多目的研修室	<ul style="list-style-type: none"> ・答申案について